

すべての安全装置の大臣認定化について

一般社団法人日本エレベーター協会

課題

- ・全ての安全装置等の認定化は負担が過度に大きくなるおそれがあり、優先順位や準備期間などに十分な配慮が必要。

1. 大臣認定取得化	
視点	<p>「昇降機機器の確認申請の審査ができないこと」のこの解決のための検討では、「安全装置の大臣認定取得化」の視点だけではないと考えている。</p> <p>この課題の最適な措置については、建築基準法で制度化されている、確認申請、完了検査及び定期検査、型式適合認定及び型式部材等製造者認証制度、大臣認定制度、並びに国際的な規格化の流れ等々の昇降機の安全の確保のあり方についての短期的視点、長期的視点から検討し、審議することが必要である。</p>
2. 負担について	
費用	<p>大臣認定を取得しなければならない部品、製品が増えると、製造会社の費用負担はこれまでよりも大きくなる。</p> <p>また、費用負担増は、広い意味で製品の普及促進の阻害要因の一つとなる。</p>
新設	<p>製造会社では明確になった要求事項（法令、技術的助言等）及びその評価基準（業務方法書等）にしたがって開発、設計、検証、評価基準に対すデータを取得後に性能評価機関の審査を受けるので、これらに要する期間は、販売量が比較的多い標準機種でも1年から1年半、又は要求内容等、機種によってはそれ以上必要である。</p> <p>また、開発、設計、検証、審査等が延びる場合があり、製品の販売は大臣認定取得後として竣工時期等へのリスクを回避することが必要で、製品供給に支障が生じるときがある。</p>
既設	<p>稼働中の製品の種類は多く、一品一様で設計された製品もあるために、それぞれの既設エレベーターのシステムに適合し、大臣認定を取得できる部品、製品を開発するには長期間を要する。</p> <p>例えば、2009年9月に施行され、普及促進活動をしている戸開走行保護装置は、市場投入後5年を経過した現時点でも既設エレベーターのシステムの大臣認定取得のための開発、設計等をしている。</p>
既存不適合	<p>旧法に適合した既設のエレベーター、エスカレーターの機器で現行法には適合していない場合には、定期検査では既存不適合と判定される。</p> <p>顧客から既存不適合を解消したいとの要望がでた場合に、既設のエレベーター、エスカレーターの機器の対応ができない、又はできていない場合には大きなクレームとなる。</p>
3. 改良、改善	
取得後の変更	<p>新技術の適用、安全のための品質改良、部品の製造中止、等々で部品を変更すると、基本的には大臣認定の再取得が必要である。</p> <p>部品、製品を多くの会社に供給している場合には、大臣認定の再取得になると、すべての供給先の承認を受けなければならない、技術の進歩の停滞、製品競争力の喪失、等の可能性がある。</p> <p>上述の該当機器としては、例えば、巻上機がある。</p>
部品製造中止	<p>電子部品の場合には特に製品の開発速度が速く、かつ、製造対応期間が短い。これによって数年で改良となったり、製造中止になったりする場合がある。</p> <p>昇降機の稼働期間は電子部品より長いので、保守対応としては数多くの種類の対象部品の備蓄、又は代替設計が必要となり、製造会社、保守会社、等の負担が年々大きくなっている。</p> <p>その部品が大臣認定取得品であれば、代替設計後には大臣認定の再取得が必要となる。これによって、顧客への部品、製品供給に時間がかかる、サービス品質が低下する、等が発生する。</p>

以上